

雄武町森林整備計画 変更計画書

計画期間

自	令和 6年	4月	1日
至	令和16年	3月31日	

(変更計画の始期：令和 8年 4月 1日)

【令和8年3月変更】

北 海 道

雄 武 町

計画変更の理由

次の理由により、雄武町森林整備計画を変更する。

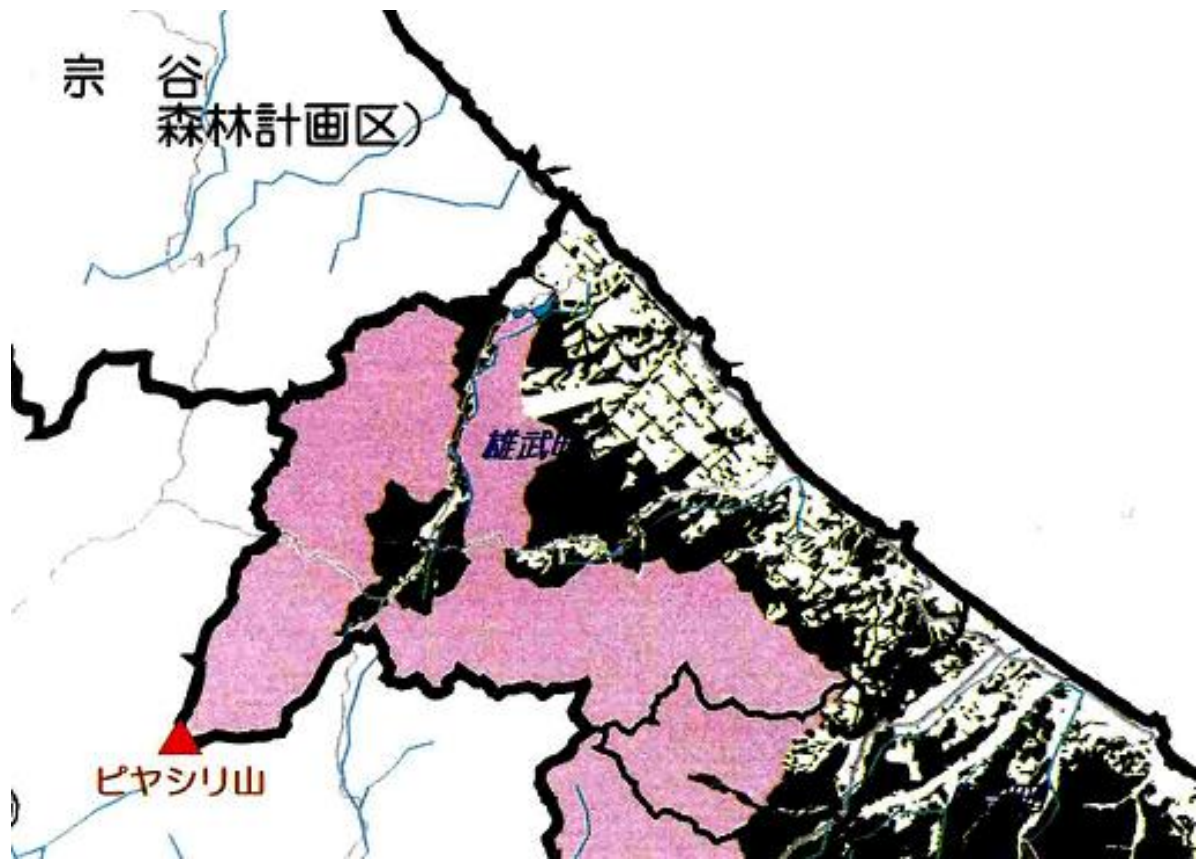
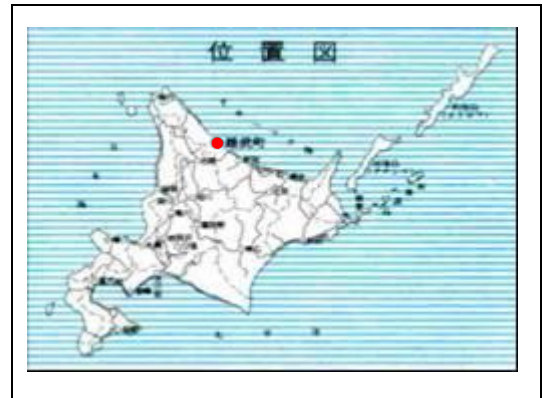
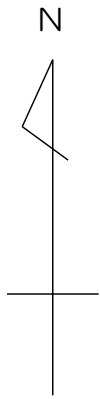
変 更 理 由	<ul style="list-style-type: none">・ 地域森林計画の変更に伴う内容の見直し
変 更 内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 森林面積の変更・ 基幹路網の整備計画の変更・ 林業事業体の体質強化方策の文言修正
変更計画が有効となる年月日	<ul style="list-style-type: none">・ 令和 8年 4月 1日から適用

目 次




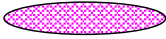

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の作業種別の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	14
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	16
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	18
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5	その他必要な事項	19
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進方針	19
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
4	その他必要な事項	20
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	22
3	作業路網の整備に関する事項	22

4	その他必要な事項	24
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	24
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	25
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25
4	その他必要な事項	26
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	27
2	その他必要な事項	27
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	28
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	28
3	林野火災の予防の方法	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	29
5	その他必要な事項	29
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	29
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法に関する事項	29
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	29
4	その他必要な事項	30
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	30
2	生活環境の整備に関する事項	30
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	30
4	森林の総合利用の推進に関する事項	30
5	住民参加による森林の整備に関する事項	30
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	31
7	その他必要な事項	31
別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	35
別表2	公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法を特定すべき森林等の区域	45
別表3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	55
別表4	鳥獣害防止森林区域	60

雄武町位置図



(凡例)

山岳	
河川	
市町村界	
道有林	
一般民有林	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、北海道の東北部のオホーツク総合振興局管内最北端に位置し、東はオホーツク海、南は興部町・西興部村、西は名寄市・美深町・下川町、北は枝幸町と隣接しており、町域は、東西40km、南北24km、面積は、東京都特別区（23区）の合計（627.57平方km）よりも広い636.89平方kmを有しています。

鮮やかなコバルトブルーのオホーツク海に臨む海岸線が35kmに及び、海岸から南西に伸びる大地には緑輝く牧草地が一面に広がり、その背後には原生林が残る秘境ピヤシリ山をはじめとする山系が連なっています。これらの自然は四季折々に様々な表情を見せ、特に1月下旬から3月にかけては流氷が接岸し、海岸線一帯が白い大地へと変化する光景は、オホーツクの厳しさとロマンを感じさせます。

本町は、総面積63,688haのうち森林面積が47,297ha（民有林13,951ha、道有林33,347ha）と総面積の74%を占める森林に恵まれた地域であり、この恵まれた資源は、木材供給地として町の発展に大きな役割を果たしてきました。

また、森林のうち人工林は15,683ha（民有林7,793ha、道有林7,890ha）あり、この背景には、戦中の軍需要木材、戦後の大火、台風などにより空前の資源減少があったものの、「造林臨時措置法」の制定や先人の努力により、飛躍的に回復をとげて現在に至っています。

そのため、人工林の林種及び齢級構成は、カラマツ・トドマツの10～11齢級の林分が多く占め、今後適正な間伐を実施していくことが重要であるが、木材価格の低迷による林業環境の悪化により、間伐の遅れている森林が増加傾向にあります。

しかしながら、町内の森林のうち、道有林、町有林及び私有林合わせて、38,752ha（道有林33,347ha、町有林2,749ha、私有林2,656ha）のS G E C森林認証を取得しており、森林の保護と利用が両立する適切な森林管理を実施し、持続可能な森林経営を進めているほか、認証森林から生産される林産物については、環境に優しい製品としての需要の拡大が見込まれています。

このようななかで、様々な恩恵をもたらす森林の多面的機能の重要性を重視し、森林の有する望ましい環境を創造する機能が最大限に発揮されるよう、適切な森林整備の推進に取り組む必要があります。

また、森林は一度荒廃すると、自然環境の保全、林産物の供給等の多様な機能が長期にわたって損なわれることから、森林の荒廃を防ぐために適切な森林の更新を図る必要がありますので、関係機関と連携をとりあいながら、計画的な伐採や確実な森林の更新を促進する必要があります。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、地域の実情に応じた花粉発生源への対策を進めます。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健・文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【公益的機能別施業森林】

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進します。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進します。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとします。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進します。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を促進します。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、町民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進します。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進します。
		保護地域タイプ	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進します。

【公益的機能別施業森林以外の森林】

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進します。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

○その他必要な事項

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。
- ③ エゾシカの成育密度が高い地域においては、被害状況等森林の状態を適確に把握し、被害のある林分またはおそれのある林分においては、適切な防除を早期に行うよう努めるものとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合及び道有林等の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、認証材の流通体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、択伐の実施にあたっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とするものとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘察し母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然幼稚樹の生育状況等を勘察するものとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘察して伐採を行うものとします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘察して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘察して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

- (1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

- (2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

- (3) 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

ア 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- (4) 立木の伐採にあたっては、将来的に腐朽被害の原因となる立木の損傷を極力減らすため、傷が付きやすい成長旺盛期には丁寧な作業に留意するほか、集材路側にある立木に保護板（あて木）を設置することや、作業道・集材路を活用しながら機械の林内走行の範囲を限定するなどの配慮を行います。
- (5) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
- (6) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。
- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

- (1) 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌などの自然条件への適応、それぞれの樹種の特徴、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めるものとし、

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとし、特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとし、

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとし、育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとし、

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む）、ヨーロッパトウヒ、ヤチダモ、カツラ、ハリギリ、カンハ類、ドロノキ、ハンノキ類、ミズナラ、その他郷土樹種など

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林施業

① 造林に際しては、寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水源涵^{かん}養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとします。

② 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

③ 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠の状況等を考慮したうえで、全刈り又は条刈りにより行うものとします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

④ 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

【植栽時期】

植栽区分	樹種	植栽期間
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	4月中旬～ 6月中旬
	カラマツ、その他	4月中旬～ 6月上旬
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月中旬
	カラマツ、その他	10月中旬～11月下旬

⑤ コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの④の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

⑥ 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

区 分		樹 種			
		カラマツ	トドマツ/アカゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
植栽本数	密仕立て	2,500	2,500	2,500	3,500
	中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,500
	疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500

※定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な植栽本数を判断することとします。

植栽時期	樹種	植栽期間
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	4月中旬～ 6月中旬
	カラマツ、その他	4月中旬～ 6月上旬
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月中旬
	カラマツ、その他	10月中旬～11月下旬

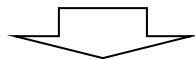
イ 育成複層林施業

施業に当たっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保するものします。

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとし、

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

雄武町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする場合。



雄武町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本/haとすると、
 $2,000 \times 30\% = 600$ 本/ha
 となり、カラマツはおおむね600本/ha以上を植栽することになります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとし、

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではトドマツ等の道産針葉樹のほかカンバ類やドロノキ・ハンノキ類などとし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ミズナラなどの高木性でぼう芽性の高い樹種とします。

区 分	樹 種 名
天然更新の 対象樹種	トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、イタヤカエデ、ハンノキ類、ミズナラ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ドロノキ、その他郷土樹種など

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注1）の稚幼樹等（注2）が、幼齢林（注3）にでは成立本数が立木度（注4）、3以上、幼齢林以外の森林では林地面積（注5）に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では、林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うものとします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新の完了の判断基準について」（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によることとします。

（注1）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

（注2）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注3）「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注4）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数 (注6)} \times 10$
--

（注5）「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注6）「天然更新すべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本/ha
上層（その他の針葉樹）	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うものとし、ササ等の下層植生により天然幼稚樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じて芽かき又は植込みを行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

特に、カラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、本町では、持続的な森林経営するため森林認証を受けている森林があることから、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林のうちの人工林、認証森林のうちの人工林、公益的機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーンにおいて確実かつ早期に更新を図るため、当該ゾーンの全森林について指定します。指定する森林の区域は次のとおりです。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域（林小班）	参 考
別表3のとおり	

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期

間内に人工造林を行う必要があります。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項に定める伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 更新による対象樹種

ア 人工造林の場合・・・1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合・・・2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によるものとします。

5 その他必要な事項

(1) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な森林所有者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

(2) エゾシカによる森林被害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たり、被害に強い樹種を検討するものとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ [グイマツとの交配種を含む] (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	19	26	34	42	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35% 標準伐期齢未満：7年 標準伐期齢以上：8年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	20	27	35	45	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35% 標準伐期齢未満：8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	23	29	37	47	60	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35% 標準伐期齢未満：9年

注1)「カラマツ間伐施業指針」及び「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考とした。

注2) トドマツについては、雄武町の地位4に応じて値を設定した。

注3) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

注4) 気象災害や病虫獣害により被害を受けた森林の間伐において、上記の間伐率に依らない場合は、林業普及指導員等と相談の上適切に実施する。

(3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件のある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の作業種別の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

ア 下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとしします。

イ 除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。造林樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存・育成するものとしします。

ウ つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻きついたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【下刈り】

樹種	植栽年	年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

【除伐】

樹種	植栽年	年									
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春			△							
	秋				△						
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカゾマツ	春						△				
	秋							△			

注1) カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

注2) ①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐

(2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとします。

なお、保育の方法等については、(1) 育成単層林施業に準じるものとします。

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置づけ、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源^{かん}涵養林）

ア 区域の設定

干害防備保安林や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、SGEC認証森林の一部、水源^{かん}涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおりとします。

イ 施業の方法

上記の機能の維持増進を特に図るために、森林施業の方法として下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることを推進すべき森林の区域について、別表2のとおりとします。

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表1のとおりとします。

① 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂流出防備保安林、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

防風保安林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林等

③ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 施業の方法

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林と定めます。

また、一部を皆伐しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林と定めるものとしたう

えて、一部を皆伐することを可能とし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域について、別表2のとおりとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めることとします。

【資源の循環利用林：育成単層林】

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期の目安
カラマツ【グイマツとの交配種を含む】	一般材生産 34cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産 27cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産 30cm	中庸仕立て	75年

※トドマツについては、雄武町の地位4に応じて値を設定した

【区域の設定の基準及び施業の方法に関する指針】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえた上で別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重

機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めま

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めま

す。また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(4) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況などを勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林経営の規模拡大を促進するものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託を締結するものとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5カ年間）において自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営

計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意するものとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方針

本町の林家の大部分は森林経営が小規模な所有者であり、これらの森林所有者単独での森林施業は困難な状況となっています。

このことから、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみの推進体制を整備するものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者や不在の森林所有者が多い本町において、森林所有者個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質な森林を目指すことは困難であるため、不在所有者への普及啓発活動を強化し、森林組合等の意欲のある林業事業者への施業の集約化を図り、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者への情報提供を促進するものとします。

また、森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、森林施業への参画意欲の拡大を図り、計画的な森林施業の促進を図るものとします。

○森林施業共同化重点実施地区の設定計画

(単位：ha)

地区の名称	地区の所在	区域面積	対図番号
上 沢 木	1～4、6～8林班	1,013	1
沢 木	5、9～16林班	1,167	2
南 雄 武	17～23、25～30林班	1,070	3
共 栄	24、31～33、35林班	939	4
中 雄 武	34、36林班	682	5
上 雄 武	37～49、51～55、62～67林班	2,088	6
雄 武 中 央	50、56～61、68～92林班	2,280	7
幌内川上流域	98～122林班	2,353	8
幌内川中流域	97、123～128林班	883	9
幌内川下流域	93～96、129～132林班	1,499	10
計		13,974	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に、次のことについて留意することに努めることとします。

- ① 共同森林施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ③ 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準及び作業システムについて、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム (注1)	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム (注2)	20<15>以上	20<15>以上

注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

注2) 「架線系作業システム」とは林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

注3) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
急傾斜	チェーンソー	クワヤダ 【全幹集材】	チェーンソー	グループロード
			ハーベスト・フ・セッサ	(ハーベスト・フ・セッサ)
中傾斜	チェーンソー	トラクタ【全木集材】 《グループロード》	ハーベスト・フ・セッサ	グループロード
				(ハーベスト・フ・セッサ)
緩傾斜	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】 《グループロード》	ハーベスト・フ・セッサ	グループロード
				(ハーベスト・フ・セッサ)
	フェラーバンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスト・フ・セッサ	グループロード
				(ハーベスト・フ・セッサ)
	ハーベスト	トラクタ【全幹集材】 《グループロード》	ハーベスト	グループロード
(ハーベスト)				
ハーベスト	フォワード【短幹集材】	(ハーベスト)	(フォワード)	

注1) () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

注2) 【 】 は、集材方法

注3) 集材《木寄せ》工程において、グループロード【全幹集材】を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画の期間内に林道等の路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

【一般民有林】

路網整備等 推進区域名	面積 (ha)	開設路線	開設延長 (m)	対函番号	備考

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備に当たっては、それぞれ林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に基づき開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

【一般民有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	箇所数	利用区 域面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道(改良)		青葉/上幌内	北隆		1			①	局部改良
//	//		上幌内	大黒		1			②	法面保全
//	//		//	奥幌内本流		1			③	法面保全
//	//		//	ピヤシリ越		1			④	法面保全
//	//		//	//	0.1	1		○	//	局部改良
//	//		//	奥幌内		1			⑤	局部改良
//	//		//	ペンケ		1			⑥	局部改良
//	//		青葉	北隆鉦山		1			⑦	局部改良
//	//		上幌内	大和		1			⑧	局部改良
//	//		南雄武/中雄武	西武		1			⑨	局部改良
//	//		上雄武	上雄武		1			⑩	局部改良
	計				0.1	11				

【道有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	箇所数	利用区 域面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	雄武町	オニシ上沢 木連絡		1	448			起終点～字道有 林
//	//	//	雄武町	上沢木元沢 木連絡	2.0	1	238	○		起終点～字道有 林
	計				2.0	2				
拡張	自動車道 (改良)		雄武町	オヒトツ	0.1	1		○		橋りょう改良
//	//		//	班景	0.1	1		○		橋りょう改良
	計				0.2	2				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）等に基づき適切に管理することとします。

4 その他必要な事項

- (1) 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。
- (2) 林道通行の安全確保のため、標識等の交通安全施設の整備に努めるとともに、林道等の機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。
- (3) 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

(1) 人材の育成・確保

ア 林業労働者の福祉等の向上を図り、林業事業体の経営基盤の強化、路網の整備、機械等労働環境の改善を積極的に推進するものとします。

イ 林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、知識や技術の向上、更には雇用の安定化に努めるものとします。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業後継者等の育成については、オホーツク総合振興局西部森林室や雄武町森林組合等との連携を図り林業講習会・研修会等を実施するなど、林業後継者の意識の高揚を図るものとします。

イ 道内外の木材市場の動向の把握に努め、情報の提供をするとともに木材消費の開拓について、町としても検討をすることとし、林業経営の魅力を高めることに努めることとします。

ウ 各種林業補助政策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発及び普及、後継者の育成に努めることとします。

(3) 林業事業体の体質強化方策

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや経営の多角化・協業化、合併等を支援し経営の体質強化、高度化を促進するものとします。

特に地域の森林における森林整備の中心的な担い手や、山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

(4) 林業事業体登録制度の活用

国の、「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道では、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されました。

本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクターによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組みとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めるものとします。また、「地材地消」の推進に当たっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき本町が策定した「雄武町地域材利用推進方針」（平成24年3月策定）に則して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

(1) 木材流通の合理化

原木流通の合理化を推進するため、共同で利用できる山土場、ストックポイント等、原

木流通施設の整備を行い、流通ロットの拡大や原木供給の安定化・効率化を図ります。

また、流域森林・林業活性化センター等による流域内の森林所有者、素材生産業社間の合意形成を進め、生産コストの低減や計画的、安定的な素材生産を行うため、事業の共同・協業化、出口ロットの拡大等を行います。

(2) 木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や遺産化炭素排出量の削減の観点から、林地残材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。

特に、地域の需要動向を踏まえ、林地残材の収集を必要とする場合は、地域関係者が連携して需要情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、安定的な供給に努めることとします。

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を適確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ

等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置などにより、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

特に、現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、天然林をバランスよく残すこと等により被害のリスクの低減を図ることとします。

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防については、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努め、病害虫等の種類や被害の程度に応じ薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、日常の業務の中で関係機関が連携して情報収集に努めるとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病害虫等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病害虫等の早期発見、早期防除のため、本町と道などの関係機関が連携して対応するものとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護にあたっては、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等の予防活動を適時適切に実施するものとします。特に春先の乾燥時期には予防活動を強化するものとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けているなどの理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯等を設けるなどして防止対策に努めるものとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための、利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

小規模所有者が多い本町においては、単独による森林経営計画の作成が困難な状況にあるので、市森林整備計画の達成に向け、町と森林組合が一体となって複数所有者による森林経営計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成に当たっては次の事項について、適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号の口の規定に基づく区域

設定なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

現在、SGEC森林認証を取得した森林が全体の81%を占め、施業の集約化等により除間伐等の計画的実施を進め、森林の適切な管理と、緑の循環を基本とした森林管理体制の構築に努めます。また、地域材の積極的な活用を目指して「地材地消」の取組を推進します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林に対する住民のニーズは、高度且つ多様化してきており、それに応えるためには住民をはじめ関係機関や森林所有者等の理解と協力が必要であり、これを踏まえた上で開かれた森林を確保し、教育、福祉、保健等の分野と連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進するものとします。

生活環境保全林の周辺については、地域住民の利用はあるもののその認知度が低いことから、散策や植樹活動などを含めた更なる活用を推進することとし、散策道や樹木などの適切な維持管理を行い、より親しみやすい憩いの拠点造りを図るものとします。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域住民等の多様なニーズに応じた森林整備等を、関係機関や所有者等の理解と協力の

下に計画的な森林整備を推進するとともに、住民が森林とのふれあいをもてる生活環境や魅力ある地域社会等の構築を図るものとします。

【主な取り組み】

- ・住民参加による林業体験活動の推進（枝打ち、植樹）
- ・小中学生を対象とした森林環境教育の推進
- ・北海道が策定した「北の里山」づくり構想に基づく活動の推進

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

水源として重要な役割を果たしている河川については、水源かん養の森林造成の必要性を理解してもらえよう働きかけをすることとします。

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、教育委員会を通じて学習等の機会や場所の確保ができるよう働きかけをすることとします。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

① 保安林及び保安施設地区の区域内的の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々の指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、雄武町林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

- a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）
- b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）
- c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ 伐採の限度

- (ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- (イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20haを超えないものとします。
 - b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10haを超えないものとします。
 - c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20haを超えないものとします。
- (ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- (エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- (オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

- (ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- (イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。
- (ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

エ 間伐の方法及び限度

- (ア) 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- (イ) 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

- (ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなけれ

ばなりません。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

③ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法は、次表のとおりとします。

表1 特別地域内における制限

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在の蓄積の10%以内とします。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良森林、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大する事ができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第3種特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

表2 その他の制限林における伐採方法

区 分	制 限 内 容
そ の 他 制 限 林	<p>(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。</p> <p>(3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。</p> <p>① 伐採面積が1 ha未満のもの。</p> <p>② 森林経営計画で皆伐として計画されたもの。</p> <p>(4) 史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、原則、禁伐とします。</p>

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士等の地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

1 共通のゾーニング区分

【一般民有林】

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)	
	林 班	小 班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林 (水源涵養林)	16	6、8、10～20、22、25、28、32～36、38、42、43、51、52、54、57	103.59	
	17	9、12、13、15～25、30～32、37、41、42、45～49、53～55	67.99	
	18	3、5、23～25、28、34、36、37、40、41、55	15.58	
	29	5～8	60.20	
	30	9、12、16、30	58.16	
	48	3、4、18、33、40、43～47、57、61、63、64	37.08	
	86	161、214、221、249	6.76	
	87	8～12、16～35、38～42、44～56、59、68、71～73、91～93、106～111、114～117	79.48	
	88	全域	109.48	
	89	全域	52.20	
	90	全域	37.68	
	92	10、12	1.36	
	132	3、5、8、9、12～21、23～27、29、35、36、43～45、57、61、77、78、95、97～100、102、120、130～132、135～138、143～146、154、155、158～164、167～170、183、185～187、195～198、204、235、236、239	354.54	
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止林)	31	17～19	4.16
		34	53	0.96
		38	13、14、17、75、78、79	4.72
		48	5～14、36、39、48、49、55、56、58、60、62、65、73	37.37
		127	1	0.57
		128	1、2、5、6、88～91、140、141、143～145、169	64.00
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (生活環境保全林)	1	21	2.40
		2	34～40、46、66、67、69	15.20
		3	5～8、11～13、15、18、27、33、49、50、53	34.16
		4	3、5、6、8、10、11、32、39～41、44	21.36
		5	3、5、8～10、16、34～36	19.20
		6	2、13、14、20、21、25、27、29、32～34、38、40、41、53～55、58、60、83、88	38.08
		7	6、9～11、25、26、29～31、63、74～76	22.44
		8	1、6、10、12、43～45	6.52
		9	4、5	6.56
		12	36、37	7.41
		13	24、25、30、31、34、47、48	6.28
		14	6、10～12、20、23	9.72
		15	3、6、14、18、19、25、31	15.48
16	5、7、21、26、53	15.58		
18	17、29	6.64		
20	1、4、5	5.12		
22	1、2、30	8.98		

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	25	12、20、25	6.64
	28	1	0.64
快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (生活環境保全林)	29	1、21	2.08
	58	4、5、30~32、38	3.32
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	59	3~5、22~28、51、52	12.88
	68	27~29	2.52
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	70	8~16、28、40~42	7.98
	71	10~12、21~26	12.16
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	72	5~7、17、18、30	5.52
	73	5、23~25、42	4.16
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	74	24、40、43	3.48
	75	9、16、20、24	13.60
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	76	1、33、34、44	5.64
	77	1~6、15、16、36、51~58	11.48
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	79	21、22、25	1.60
	80	15、21、22、25、26、29、30、40、53、54	9.84
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	81	全域	2.84
	84	14~16、22	5.44
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	85	6、7、22~25、42~44	5.20
	86	9、10、79、81、99~102、110、111、140~145、162~169、193、206、207、216、224、231~238、243~247、250、251、254~257	32.75
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	91	4、6、19、20、24	3.80
	92	1、13	0.48
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	94	4~10、51	10.64
	95	1~4、18、30~33	6.28
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	96	10、11、25、29、31、32、148、167~171、173~175、178、191	16.97
	129	21、22、42~45	15.80
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	130	1、4、5、32、34~37、41、42、60、72、73、103、115、116、119	9.08
	131	1~8、11、12、16~26、28、42、43、45~57	37.92
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	132	47~54、56、58、59、79~83、86~93、121、139~141、188、225、231、232	41.83
	80	2~5、8、35、55	17.44
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産林)	1	1~7、13~18、22~30、40~45、47	92.89
	2	1~5、7~9、12~20、25、27~30、32、33、41~45、47、48、61~65、68、70~74	81.63
	3	1~4、9、10、14、16、17、19~24、28~32、34、35、40、43~45、47、51、52、75	188.43
	4	1、2、4、7、9、13~26、28、30、31、33~38、42、43、45~47、49~51	146.54
	5	1、2、4、6、7、11~15、17~33、37、38、40、41	134.84

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林 (木材等生産林)	6	1、3~12、15~19、22~ 24、28、30、31、35~37、 39、42~44、46~52、56、 57、63、65、77、79~82、 84、86、87	109.97
	7	1~5、7、8、12~24、27、 28、32~56、58~62、64 ~73、77~92	177.18
	8	2~5、7、8、13~28、30~ 42、46~62	81.27
	9	1~3、6~15、22~26、 50、51	12.88
	10、11	全域	123.40
	12	1~4、6~12、14~16、29、 30、34、35、40、43、45、 46、51、52、57、59~62、 70~74	60.71
	13	1~3、5~7、9~12、14、 16~21、28、38	61.47
	14	1~5、7~9、13~19、21、 22、24~36、38、41、59 ~65	239.84
	15	1、2、4、5、7~13、15~ 17、20~24、26~30、32 ~43、45~54	211.04
	16	1~4、9、23、24、27、29 ~31、37、39~41、50、 55、56、58	113.80
	17	1~8、10、11、14、26~ 29、33~36、50~52	56.69
	18	1、2、4、6、20、50~52	15.04
	19	全域	96.40
	20	2、3、6、7、10~13、15~ 18	66.69
	21	全域	35.64
	22	3、4、6~10、16、19~21、 25、28、29、33、34、36、 37、39~43、46、48、49、 51~53、60~64	91.77
	23、24	全域	69.39
	25	1~6、8、9、11、13、14、 19、21、32~37、41~ 48、52、54、55、57、 58、60、70、71、73~ 90、92~95	92.04
	26、27	全域	171.76
	28	2、4~33	85.67
	29	3、4、9、20、23、24	7.56
	30	1、3~5、10、11、18、20 ~22、24~26、28、29、 31、46	57.04
	31	1~5、8、9、20、21、23~ 25、27~34、38、40~ 44、46~55、57、58、60 ~63、66、70、71、74~ 85、91~93	264.81
	32、33	全域	247.62
	34	1~7、10~52、54~109、 111、113~146	340.14
	35~37	全域	828.40
	38	1~9、11、12、15、18~ 31、33~37、40~47、 49、50、60~63、66、 68、72~74、76	87.52
	39~47	全域	704.84
48	1、2、15~17、19~32、 34、35、37、38、41、42、 50~54、59、66~72、75、 76	140.81	

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林 (木材等生産林)	49~57	全域	801.71
	58	1~3、6、7、9、16~20、 25、35、37、39~44	50.54
	59	1、2、6、8~18、20、21、 29~36、42~50、53~56	135.40
	60~67	全域	780.38
	68	1~15、17~26、30~49、 52~101、103~124	226.97
	69	全域	57.48
	70	1、3~6、18~27、29~ 34、38、39、43~47	103.81
	71	1~8、13~20、28~30、 38、39、42、43、50~ 54、56~60	34.92
	72	1~4、8、9、16、31	7.68
	73	1、2、6~15、17、18、 20、26~28、40、41、 43、44	53.95
	74	1~13、15~17、19~23、 25~38、41、44~54	177.27
	75	2~7、10、21~23	8.29
	76	2~4、13、15、19、21、 22、26~28、30、35、 40、42、43、45	7.28
	77	7~14、35、50、59、60	10.99
	78	全域	27.07
	79	1~12、14~19、32、34、 39、41~51	28.52
	80	1、6、7、9、12、16、17、 23、32、36、41、42、 51、56、57	30.43
	83	全域	2.42
	84	1、18、23、25、26	4.91
	85	1、8~10、12、15、19~ 21、26~28、40、41、45 ~48、50~52	21.63
	86	1~8、11~15、19、20、 23、37、61、62、66、 67、72、74、75、78、 80、103~105、109、 123、125、147、151、 157、176、185、189、 194、195、209~213、 215、217~220、222、 226、227、230、240、 242、248、252、253、 260~267	55.39
	87	1~7、13~15、43、57、 58、60~67、69、70、74 ~79、81、83、85、87、 90、94~105、113	109.18
	91	1~3、5、7~18、21、 25~32	67.44
	92	2、3、5~9、11	10.36
	93	全域	172.59
	94	1~3、13、15、18、23、 27、30~32、34、35、 37、38、50	39.99
	95	5~17、19、20、27~29、 34~36	42.21
	96	1~9、12~24、27、36、 38~41、44、46、53、 54、56~62、64、74、 77、78、80、84、86、 87、89、90、92~96、 101、113、133、143、	73.51

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)	
	林 班	小 班		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林 (木材等生産林)	96	144、149、160~165、 172、176、177、179、 180、182~190、192~ 202	2696.06	
	97~126	全域		
	127	2~22、24、25、31~35、 37~39、80、90~96、 100~103	74.53	
	128	3、4、7~24、28~32、 36、37、44、46、54、 55、57、63~66、69~ 77、80~83、85、86、93 ~95、97~111、115~ 121、123~139、142、 146、161、164、167、 168、170~175、177~ 198	408.58	
	129	1、3~6、8~10、12、14、 16、17、19、25、28、29、 31、40、41、46~48、50~ 52	29.68	
	130	2、3、7、8、10、14、16、 28~30、45、61~67、74 ~76、78、80、84、104~ 106、108、111、114、 117、118、120	26.38	
	131	9、10、15、40、44	6.43	
	132	1、2、4、6、7、10、11、 22、28、30~34、37~ 42、55、60、62~74、 76、84、85、94、96、 101、103~119、122~ 129、133、134、142、 147、148、152、153、 165、166、171~182、 184、189~194、199~ 203、205~224、226~ 230、233、234、237、 238、240	624.38	
	特に効率的な施業 が可能な森林	46	13	1.56
		47	3~5、7、8、11、13、17、 21、34、35	40.37
51		3~13、16~18、25~27	59.18	
52		2、3、6~8、10、11、13、 34、35、49、50	30.90	
53		2	3.72	
54		5~7、9~12、14、17	44.69	
55		1、11、24、25	39.80	
57		7、18、34、38、41、42	23.02	
59		29、55	14.56	
60		1、18、27	29.37	
62		5、6、9、11~14、16、 17、20	79.72	
63		5、6、8、9、11~23、 26~28、30、34、35、38 ~40、42	135.86	

区 分		森 林 の 区 域		面積 (ha)
		林 班	小 班	
木材の生産機能の維持増進 を図るための森林施業を推 進すべき森林 (木材等生産林)	特に効率的な施業 が可能な森林	64	1、4~9、11	73.36
		65	4、5、8、21	20.68
		66	10、49、50、62~64	23.85
		67	32	7.06
		74	1、17、27	19.56

【道有林】

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)	
	林 班	小 班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林 (水源涵養林)	201~218	全域	4,687.88	
	219	2、5、6、9~12、14、36、41~47、51~53、55~61	225.64	
	220	1~3、7~10、14~18、20~23、31、41~46、51~55	236.39	
	221	1~3、7~9、11~13、15、17、19~29、35、42、44~46、51、53、55~57	221.43	
	222~224	全域	1,196.04	
	225	6~14、16~20、31、41~47、51~53、55、56	266.56	
	226	1、5~12、35、41~46、51~57	276.84	
	227	1~9、35~37、41、51~64	222.15	
	229~230	全域	423.34	
	231	1~5、41、51~55、57、58、60、61、63~82、94、2201~2203	195.34	
	232~237	全域	1,606.07	
	240~244	全域	1,048.40	
	254	1~4、35、36、41、42、51~60、62~65、68、69、71~74	219.63	
	255~269	全域	3,695.61	
	270	1~3、5、6、11、12、23~28、31、40~49、51~57、97	298.80	
	278	全域	239.90	
	279	1~4、6、31、35~38、41、42、51、52	207.71	
280	1、2、6、35、36、41	212.03		
281~282	全域	550.62		
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止林)	201	8	21.43
		202	4	6.21
		203	2、4、6、8、12、41、58	49.08
		204	1、3、4、35、41、43、44、51、54~56、58~62、66、67、69、71、72	276.23
	205~206	全域	394.15	
	207~210	全域	1,530.84	
	211	3、5、8、11、58~60	131.41	
	212	5、52、61、62	28.57	
	213	3、4、6、7、31、43、59、60、62~64、66、68~71、73、74、81、82	220.41	
	214	1~5、13~16、23~26、41、58、63、64、95	111.02	
	215~216	全域	497.34	
	221	2、3、22、42、46、51、57	34.67	
	222	28	0.59	
	223	13	7.02	
	224	4、14	5.67	
	225	11、17	2.61	
	228	1、2、5、8、29、31、41~44、51~62	265.65	
	229~230	全域	423.34	
	231	2、4	40.23	
	232	1~3、7、8、10、23~25、46、48、49	85.40	
233	1、11、44、46、49	46.53		
234	3	15.84		
235	1、10	88.88		
236	6、9	47.68		
237	1、6~8、52、60、61	47.23		

区 分		森 林 の 区 域		面積 (ha)	
		林 班	小 班		
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止林)	238	1~10、31、32、51、53~79、95	246.49	
		239~252	全域	3,422.85	
		253	74~79、81~90、95		
		254	3	6.35	
		255	2、3、7、15	72.67	
		256	8	14.87	
		257	1、32、43	39.89	
		258	8	24.86	
		259	8、9、34、35、44、45	19.76	
		260	8、9、24	31.50	
		261	14、44~46、96	33.16	
		262	7、9、10	34.32	
		263	2、5	21.32	
		264	8	10.80	
		265	8、37	13.96	
		266	1~3、5、13	128.14	
		267~269	全域	763.97	
		270	1~3、5、6、11、12、23~28、31、40~49、51~57	298.80	
		278	全域	239.90	
		279	1~4、6、31、35~38、41、42、51、52	207.71	
		280	1、2、6、35、36、41	212.03	
		281~285	全域	1,372.13	
		286	1~3、6、12~14、35、36、41~44、51~55、	329.07	
		287~289	全域	612.03	
		290	1~7、9~13、41、42、44~47、51~55、57、59~61	208.73	
		291	1~9、31、32、41~45、51~61	286.99	
		292	1~4、11、20、28、29、41~43、45~49、51~57、93	220.12	
		293	1~13、31、32、35、36、41~45、51~54	173.51	
		294	1~14、16~18、21~25、27~29、41~47、51、53~60	363.91	
		295~325	全域	8,886.03	
		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健・文化機能等維持林)	271~277	全域	2,061.32
			279	7、32	48.00
280	3、4		245.58		
286	15		36.57		
292	10		14.41		
293	14		33.26		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産林)	201	3~5、51~81、2201、2202	164.76		
	202	1、2、5、7~9、41、51~68	242.64		
	203	1、3、5、7、9、11、52~54、56、57	92.09		
	204	2、42、52、64、65、70	51.03		
	211	1、2、6、10、35、41~46、51~54、56、57、61~67	191.11		
	212	1、2、6、7、9、35、41~47、51、53~60	140.71		
	213	41、42、47、51~58、61、65、67、72、76、77、79、80	148.62		
	214	8、10、11、17、22、42、43、51~57、59~62、65	222.76		

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林 (木材等生産林)	231	1、3、5、41、51~58、 60、61、63~82、94、 2201~2203	155.11
	232	4、6、9、16、35~37、40 ~45、47、51~58、 60~63	310.33
	233	5~7、9、35、36、41~ 43、45、47、48、51、52	117.54
	234	1、2、4、35、36、41~ 46、51~59	226.06
	235	8、16、35、36、41~45、 47、51、54、55	168.27
	236	5、7、8、10、35、41~ 43、51~59	254.41
	237	5、35~37、41~45、51、 53~59、62	198.53
	254	1、2、4、35、36、41、 42、51~60、62~65、 68、69、71~74	213.27
	255	1、13、31、32、35~37、 41~49、51~62	199.77
	特に効率的な施業 が可能な森林		

2 上乗せゾーニング

【一般民有林】

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
水資源保全ゾーン	16	6、8、10~20、22、25、28、32~36、38、42、43、51、52、54、57	103.59
	17	9、12、13、15~25、30~32、37、41、42、45~49、53~55	67.99
	18	3、5、23~25、28、34、36、37、40、41、55	15.58
	86	161、214、221、249	6.76
	88	全域	109.48
	89	全域	52.20
	90	全域	37.68
	92	10、12	1.36
	132	3、5、8、9、12~21、23~27、29、35、36、43~45、57、61、77、78、95、97~100、102、120、130~132、135~138、143~146、154、155、158~164、167~170、183、185~187、195~198、204、235、236、239	354.34
生物多様性ゾーン	該当なし		
水辺林タイプ	該当なし		
保護地域タイプ	該当なし		

【道有林】

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
水資源保全ゾーン	207~210	全域	1,136.70
生物多様性ゾーン	該当なし		
水辺林タイプ	該当なし		
保護地域タイプ	272	5	37.44
	275	4	12.48
	280	4	35.63
	292	10	14.41
	293	14	33.26

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準(参考)(注1)			
		林班	小班					
水源の涵養 の機能の維持増進を図 るための森 林施業を推 進すべき森 林	伐期の延長を推進すべき 森林	16	6、8、10~20、 22、25、28、32~ 36、38、42、43、 51、52、54、57	103.59	主伐林齢：標準伐期齡十 10年以上 皆伐面積：20ha以下			
		17	9、12、13、15~ 25、30~32、37、 41、42、45~49、 53~55	67.99				
		18	3、5、23~25、28、34、 36、37、40、41、55	15.58				
		29	5~8	60.20				
		30	9、12、16、30	58.16				
		48	3、4、18、33、 40、43~47、57、 61、63、64	37.08				
		86	161、214、221、249	6.76				
		87	8~12、16~35、 38~42、44~56、 59、68、71~73、 91~93、106~ 111、114~117	79.48				
		88	全域	109.48				
		89	全域	52.20				
		90	全域	37.68				
		92	10、12	1.36				
		132	3、5、8、9、12~ 21、23~27、29、 35、36、43~45、 57、61、77、78、 95、97~100、 102、120、130~ 132、135~138、 143~146、154、 155、158~164、 167~170、183、 185~187、195~ 198、204、235、 236、239	354.34				
		伐採面積の規模の縮小を 行うべき森林(注2)		16		6、8、10~20、 22、25、28、32~ 36、38、42、43、 51、52、54、57	103.59	主伐林齢：標準伐期齡十 10年以上 皆伐面積：10ha以下
				17		9、12、13、15~ 25、30~32、37、 41、42、45~49、 53~55	67.99	
				18		3、5、23~25、 28、34、36、37、 40、41、55	15.58	
86	161、214、221、249			6.76				
88	全域			109.48				
89	全域			52.20				
90	全域			37.68				
92	10、12			1.36				
132	3、5、8、9、12~ 21、24~27、29、 35、36、43~45、 57、61、77、78、 95、97~100、 102、120、130~ 132、135~138、 143~146、154、 155、158~164、 167~170、183、 185~187、195~ 198、204、235、 236、239			354.18				

区 分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準(参考)(注1)
			林班	小 班		
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)		該当なし			主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	1	21	2.40	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。
			2	34~37、40、46、66、67、69	13.20	
			3	5~8、11~13、15、18、27、33、49、50、53	34.16	
			4	3、5、6、8、10、11、32、39~41、44	21.36	
			5	3、5、8~10、16、34~36	19.20	
			6	2、13、14、20、21、25、27、29、32~34、38、40、41、53~55、58、60、83、88	38.08	
			7	6、9~11、25、26、29~31、63、74~76	22.44	
			8	1、6、10、12、43~45	6.52	
			9	4、5	6.56	
			12	36、37	7.41	
			13	24、25、47、48	3.88	
			14	6、10~12、20、23	9.72	
			15	3、6、14、18、19、25、31	15.48	
			16	5、7、21、26、53	15.58	
			18	17、29	6.64	
			20	1、4、5	5.12	
			22	1、2、30	8.98	
			25	12、20、25	6.64	
			28	1	0.64	
			29	1、21	2.08	
			31	17	1.84	
			38	13、14、75、78、79	3.88	
			48	49、58	2.24	
			58	4、5、30~32、38	3.32	
			59	3~5、22~28、51、52	12.88	
			68	27~29	2.52	
			70	8~16、28、40~42	7.98	
			71	10~12、21~26	12.16	
			72	5~7、17、18、30	5.52	
			73	5、23~25、42	4.16	
74	24、40、43	3.48				
75	9、24	10.48				
76	1	2.84				
77	1~6、15、51~58	9.16				
79	21、22、25	1.60				
80	15、21、22、25、26、29、30、40、53、54	9.84				
81	全域	2.84				

区分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準(参考)(注1)
			林班	小班		
土地に関する災害の防止機能及び 土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能 又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	84	14~16、22	5.44	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。
			85	6、7、22~25、42~44	5.20	
			86	9、10、79、81、99~102、110、111、140~145、162~169、193、206、207、216、224、231~238、243~247、250、251、254~257	32.75	
			91	4、6、19、20、24	3.80	
			92	1、13	0.48	
			94	4~10、51	10.64	
			95	1~4、18、30~33	6.28	
			96	10、11、25、29、31、32、148、167~171、173~175、178、191	16.97	
			129	21、22、42~45	15.80	
			130	1、4、5、32、34~37、41、42、60、72、73、103、115、116、119	9.08	
			131	1~8、11、12、16~26、28、42、43、45、46、53~57	26.20	
			132	79~83、231	11.87	
			土地に関する災害の防止機能及び 土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能 又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐による複層林施業を推進すべき森林)	
13	30、31、34	2.40				
31	18、19	2.32				
34	53	0.96				
38	17	0.84				
48	5~14、36、39、48、55、56、60、62、65、73	35.13				
75	16、20	3.12				
76	33、34、44	2.80				
77	16、36	2.32				
80	2~5、8、35、55	17.44				
127	1	0.57				
128	1、2、5、6、88~91、140、141、143~145、169	64.00				
131	47~52	11.72				
132	47~54、56、58、59、86~93、121、139~141、188、225、232	29.96				
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する。	

【道有林】

区 分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考)(注1)
		林班	小 班		
水源の涵養 の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	201	3~5、51~76	164.76	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		202	1、2、5、7~9、41、51~68	242.64	
		203	1、3、5、7、9、11、51~54、56、57	92.08	
		204	2、42、52、64、65、70	51.03	
		211	1、2、6、10、35、41~46、51~54、56、57、61~67	191.11	
		212	1、2、6、7、9、35、41~47、51、53~60	140.71	
		213	41、42、47、51~58、61、65、67、72、77、79、80	144.73	
		214	8、10、11、17、22、42、43、51、52、54~56、59~62	221.09	
		217	全域	332.39	
		218	55	23.60	
		219	2、5、6、9~12、14、36、41~47、51~53、55~61	225.64	
		220	1~3、7~10、14~18、20~23、31、41~46、51~55、57	236.39	
		221	1、7、8、9、11~13、15、17、19~21、23~26、28、29、35、44、45、53、55、56	186.76	
		222	1、13、14、17、19、21~27、29、31、35、36、41~45、51、55~57	436.77	
		223	1~10、41、42、51、54、55	541.51	
		224	1~3、11~13、31、41、51、55、56、59	204.48	
		225	6~10、12~14、16、18~20、31、41~47、51~53、55、56	263.95	
		226	1、5~12、35、41~46、51~57	276.84	
		227	1~9、35~37、41、51~61	221.41	
		228	61	5.13	
		231	1、3、5、41、51~73、94	157.30	
		232	4、6、9、16、35~37、40~45、47、51~58、60~63	310.33	
		233	5~7、9、35、36、41~43、45、47、48、51、52	117.54	
		234	1、2、4、35、36、41~46、51~59	226.06	
		235	8、16、35、36、41~45、47、51、54、55	168.27	
		236	5、7、8、10、35、41~43、51~59	254.41	
		237	5、35~37、41~45、51、53~59、62	198.53	
254	1、2、4、35、36、41、42、51~60、62~65、68、69、71~74	213.27			
255	1、13、31、32、35~37、41~49、51~62	199.77			
256	1~7、41、51~54	113.86			
257	2、3、5~11、13、31、35、36、41、42	195.22			

区 分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考)(注1)
		林班	小 班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	258	1~7、41、42	190.70	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		259	3~5、7、31~33、41~43	303.32	
		260	1~7、31、41	261.52	
		261	1~13、31、32、41~43、51、52	286.84	
		262	1~6、8	302.09	
		263	1、3、6~8	94.16	
		264	1~4、7、35	139.83	
		265	1~5、35、36、41、42	171.09	
		266	18、35、36、41~46、51~69	227.99	
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	204	54、55、59、60	41.45	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		205	56~58	17.53	
		211	59	5.35	
		213	62、66、69	43.92	
		215	51、53、56、57、59~62	62.16	
		228	55、57、59、62	72.94	
		229	51、53~55	64.41	
		230	51~55	73.68	
		237	52、60	16.23	
		238	57、61、63~67、78	31.25	
		239	51、52、56	35.29	
		240	55、56	18.39	
		245	51、53、56	7.52	
		246	55	12.11	
		247	55、58、63	37.29	
		248	57~61	53.41	
		249	51、52、54	14.29	
		252	56、58、61、62	13.85	
		253	68、70、74、75、77、79、81、82、87	39.63	
		複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	203	
204	1、3、35、41、43、44、51、56、61、66			175.06	
205	1、4~8、11、41~43、51、53、54、59、60			133.24	
206	1~3、31、41~47、51、55~57			177.36	
207	1、2、31、41~43、52~56			281.39	
208	1~3、7、41~45、51~56			214.63	
209	1~7、10、14、35~38			291.13	
210	1~3、5、6、8、41~43、51			149.10	
211	3、5、8、11、58、60			112.54	
212	5、52、61			26.48	
213	3、4、6、7、31、43、59、60、63、64、68、70、71、73、74、81			162.57	
214	1~5、13~16、23~26、41、58			106.83	
215	4、5、11~13、16、41、42、45~48、58、63			193.06	
216	1~3、7、10、21、35、36、41~43			228.36	
218	5、37、41、43、51、52、54、56、58			190.03	

区 分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考)(注1)
			林班	小 班		
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	221	22、27、42、46、51	29.09	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。
			228	1、5、8、31、41~44、51~54、56、58、60	176.80	
			229	5、9、31、41、48	136.40	
			230	3~6、35、36、41~44	148.85	
			237	7、61	3.19	
			238	1~5、7~10、31、32、51、53~56、58~60、62、68~77、79、95	212.89	
			239	1~3、5、53~55、57~60	112.11	
			240	1~4、6~8、41、51~54、57~59	156.13	
			241	1、5~7、9、10、12~14、41、57	150.54	
			242	1~10、12、15、67~69	159.47	
			243	3、5、11~17、41~44、64、65、67	192.25	
			244	1~6、8、14、16~18、20、41、57、58	122.08	
			245	1~11、41~44、52、54	218.83	
			246	4~6、20~25、41、51~54、56~59、61、63~66、68、69、72~83	288.12	
			247	1、2、4、41、42、51、53、56、57、59、60、62	318.86	
			248	1~6、35~37、41、51~56、62、63、65、66	292.41	
			249	3、5~8、53	191.44	
			250	1~3、9、10、14、18、19、35、41~44、51~54	248.87	
			251	全域	217.87	
			252	1~4、8~14、41~49、51~55、57、59、60	192.66	
			253	1~6、41、42、50~67、69、71、72、76、78、83~86、88~90、95	285.43	
			270	1~3、5、6、11、12、31、40、41、43、45、51~54、56、97	216.00	
			271	全域	189.10	
			272	全域	411.43	
			273	98	0.70	
			274	98	5.15	
			277	1~7、10、18、35~38、40~47	198.47	
			278	8	21.18	
			282	3、6	86.81	
			283	1、2、5~7、10、31、51~59、66、	217.17	
284	1~5、9、35、41、45、55、58	72.62				
285	4、35、40、41、43~45、49、51、53、54	169.19				
286	2、6、12~14、35、36、41~43、	283.72				
287	1~6、35、41~49、51	173.22				
288	1~6、35、40~49、51	181.53				
289	1、4~6、10、17~23、31、41~45、51~55	154.65				
290	1、4~7、9~13、41、42、44~47、51~57、59~61、	202.95				
291	1~8、31、32、41~45、51~61	281.05				
292	1、2、10、20、28、29、41~43、45~49、51~57	219.73				

区 分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考)(注1)
			林班	小 班		
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	293	1~7、14、31、32、35、36、41~45、51~53	187.35	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。
			294	1~14、16~18、21~25、27~29、41~47、51、53~59	352.72	
			295	1~4、7、20、22、31~35、41~49、51、52	366.08	
			296	1~4、12、41~46、52、53、55、57、61、63、64、66、68~72	194.03	
			297	2、41、53~70	187.68	
			298	1、7、8、11、12、35、42~45、52~60、62、64~66、69	362.99	
			299	1、16、18、19、35、41~43、51、55、56	193.00	
			300	1、3、5、7、12、35、36、41、44、51、58、61	244.24	
			301	1、2、5~9、11~13、15、18、21、26、35~38、41~43、45、46、51~54、61、	320.56	
			302	1~5、12、13、17、18、41~45、51~53	205.73	
			303	1~3、5~7、10、13、19、35~38、41~46、51~56、61~63	311.32	
			304	1~4、21、35、36、41~46、51~55	260.61	
			305	1、2、4、11、20、30、35~37、40~47、49、51、52	366.89	
			306	5、11、13~19、31~35、41~43、46、51、52	288.88	
			307	1、3~7、15、16、20~25、27、35、36、41、42、51~53、56、57	355.03	
			308	1、3、9、11~16、19、35、36、41、42、51~55	176.80	
			309	1、4、5、8~12、15、23、31、35~39、41~44、47、51~54	205.79	
			310	2、6~11、16、19、21、23~25、27~43、45、47~49	291.94	
			311	2、5、8、11~13、15、31、35、38、41、51、52	107.43	
			312	1~3、6、20~23、31、41~45、51~53	183.09	
			313	3、5、11、12、17、22、33、34、36~39、41~43、51	318.78	
314	全域	190.60				
315	2~6、19、35、36、41~46、51~56	271.42				
316	1~6、13、17~19、21~23、41~43、51~53	236.41				
317	1~4、7、11、12、20、21、25、41~44、51~56	181.29				
318	1~4、41~47、51~56	315.15				
319	4~10、12、13、15、51~54、56	169.90				
320	1~7、51、52、54~64、66~68	257.15				
321	4~6、8~24、41~44、51~58	254.76				

区 分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考)(注1)
			林班	小 班		
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	322	1、5、7、13、14、21、22、51～53、55～61、63～66、69、71、95	235.14	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。
			323	1～4、11、12、52、53	219.22	
			324	1、3、6、7、12、21～23、51、52	262.57	
			325	2、10、13、15～19、24	227.56	
	複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林）	複層林施業を推進すべき森林	201	8	21.43	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する。
			202	4	6.21	
			203	12、58、	18.23	
			204	4、62、67、69、71、72	59.72	
			205	2、61、94	28.00	
			206	4、52～54	30.48	
			207	3、44、51、57～62	42.14	
			208	4、46、47、57～62	61.25	
			209	8、15、39、40、51、52	49.30	
			210	7、44、52～57、93	31.59	
			211	68	13.52	
			212	62	2.09	
			213	82	17.82	
			214	63、64、95	4.19	
			215	52	8.09	
			216	51	5.67	
			218	42、59	15.36	
			221	2、3、57	5.58	
			222	28	0.59	
			223	13	7.02	
			224	4、14、95	5.67	
			225	11、17	2.61	
			228	2	11.24	
			231	2、4、6	38.06	
			232	1～3、7、8、10、23～25、46、48、49	85.40	
			233	1、11、44、46、49	46.53	
			234	3	15.84	
			235	1、10	88.88	
			236	6、9	47.68	
			237	1、6、8	27.81	
			238	6	2.35	
			239	9	0.47	
			240	5、60～66	18.11	
			241	2、51～56、58、93	32.82	
			242	11、51、66、70～81、93	112.30	
			243	7、51～56、58～63、66、68～71	53.90	
			244	7、51～56、59～63	32.40	
			245	55	4.49	
			246	1、67	7.03	
	247	61	8.33			
	248	64	9.21			
	250	55	1.08			
	254	3	6.36			
255	2、3、7、15	72.67				
256	8	14.87				
257	1、32、43	39.89				
258	8	24.86				
259	8、9、34、35、44、45	19.76				
260	8、9、42	31.50				
261	14、44～46	33.16				
262	7、9、10	34.32				
263	2、5	21.32				
264	8	10.80				
265	8、37	13.96				
266	1～3、5、13	128.14				

区 分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考)(注1)
			林班	小 班		
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐による複層林施業を推進すべき森林)	267	全域	187.94	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する。
			268	10~13、16~18、35、36	311.57	
			269	1~4、7、31、35、37、38	264.46	
			270	23~28、42、44、46~49、55、57	82.80	
			273	1~8、35~39、95	277.49	
			274	1~4、29、31~39	468.04	
			275	全域	295.12	
			276	全域	215.67	
			277	11	0.15	
			278	1~3、5、32~38、41~44	218.72	
			279	1~4、6、31、35~38、41、42、51、52	255.71	
			280	1、2、6、35、36、41	457.28	
			281	1~7、31、32、36~49	308.85	
			282	1、4、5、35~38、41、42、44~48、51~53	154.96	
			283	4、8、41、60~65	46.27	
			284	6、7、42~44、46、51~54、56、57、59	137.72	
			285	5、37、38、42、46~48、52、55、56	178.54	
			286	1、3、44、51~55	81.92	
			287	7~9、52、53	25.79	
			288	9、52、53	17.10	
			289	2、46、56~59	59.74	
			290	2、3	5.78	
			291	9	5.94	
			292	3、4、11、93	14.80	
			293	8~13、54	19.42	
			294	60	11.19	
			295	25、53	10.54	
			297	3、71	32.97	
			298	13、41、67、68、70、71	27.31	
			299	2、3、44、57	25.76	
			300	2、4、62	49.82	
			301	14、16、24、25	40.10	
			302	6、7	11.92	
			303	4、8、47、48	46.95	
			304	5	12.95	
305	3、34、53	19.92				
306	12、44、47	8.27				
307	9、28	26.73				
308	18、20、21	18.20				
309	7、20、21、45、46	34.29				
310	22、44、46	17.88				
311	3、4、10、14、16~19、36、53	69.61				
312	4、5、7、24	24.33				
313	4、13、20、32	27.20				
315	7、8	16.27				
316	20	9.54				
317	9、10、57~59	41.34				
318	5、48、57~60	52.07				
319	2、3、16、17、55	51.07				
320	8	7.95				
322	2、6、16、54、62、70	44.84				
323	5、8~10、13、14、51、95	31.44				
324	2、4	13.08				
325	1、3~9、26、27	142.89				
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし				

- 注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。
- 注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。
- 注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ（グイマツ交雑種を含む）	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

【一般民有林】

森 林 の 区 域		備 考
林 班	小 班	
1	1、3~6、13、14、17、21、22、45	
2	1、2、4、5、13~16、18~20、34、36~40、42、44、45、47、66、69	
3	1、2、5、6、8、10、12~15、18、27、28、31~34、49、50、53	
4	2、3、5、6、8~11、17、18、37、39~42、44~47、49~51	
5	1、4、5、8~10、13、16、17、19~23、25~31、33、36~38、40、41	
6	1、2、4~7、9、11、12、14~22、25、27、32、33、37~39、42、46、47、49~57、65、77、79、80、83、84、87、88	
7	1~3、5~10、13、19、21~23、25、27、29~32、34、36~40、44、45、47、49~51、53~56、62、63、67~69、71~73、77、78、80~83、85、86、88~91	
8	1、2、6、7、10、16、18、22~27、45	
9	3~6、8、10~14、23~26、51	
10	1、4、5、10、29、31、35、44、46、49、50、60、63、67、73、76~80	
11	1、5~7、9、13、17、22、36、42、47~57、63、65、67~70、74、75、81、90、92~94	
12	4、6~9、11、12、15、36、37、40、45、59~61、72~74	
13	1、3、5、6、14、16、21、24、25、30、31、34、38	
14	2、4~7、9、11~13、19、21、23、25、27~29、31~33、35、36、38、60、61	
15	1、6、9、10、12、16、18、20、21、24、26、28、29、31、33~36、41~43、45	
16	6~8、10~22、25、27、28、30~38、42、43、51、52、54、56、57	
17	2、4~6、8、9、12、13、15~25、30~37、41、42、45~51、53~55	
18	3~6、17、20、23~25、28、29、34、36、37、40、41、52、55	
19	2、6、8、11、15、30、33	
20	1、4、7、11、12、15、17、18	
21	3~5	
22	1、3、6、9、19、20、29、30、36、41、53、64	
23	1、3、4、6、7、16、17、26~28、30、41、50、51、54、56、58、61、63、74	
25	1、2、5、6、8、11、12、19、20、25、33~36、41~48、52、55、57、58、60、70、73、76、79、80、87、89、90、92~95	
26	2、8~12、16~18、30、33~41	
27	1、4、8、11、16、34、35、40、42~45	
28	1、4、6、8、9、12~17、19~29、31、32	
29	1、3、4、23	
30	1、3~5、11、18、20~22、24~26、28、29、31、46	
31	1、2、4、5、8、9、20、21、28、30、34、47、49、51~55、57、58、60、62、63、66、71、77、78、80、84、91	
32	1、4、5、8、9、11、14、15、18、19、21、25、30、50、52、55、59、61、65、68~70、76、79~84、86、89~92、94、95、105~107、109、110、114、115、117、119~121	
33	1、2、17、20、21、37、39、56、61~64、67、71、73、74、81~83、85~87	

森 林 の 区 域		備 考
林 班	小 班	
34	1~3、5~7、10、11、14、18~22、24、25、27、28、33~35、39、42~55、57~59、61、63、65~71、74、89、91、99、104、106~109、111、113、117~119、122~130、132~134、137~141、143、144	
35	4、5、7、9~15、17、19~38、42、44、45、57、60、62、63、65~68、74~79、87~89、92、94~96	
36	3、9、13、15、17、24、25、29、32、35~39、41~43、45、47~50、54、56、59、61、63、66~68、71~78、81、84、86、87、89、91~93、96、98、99、101、102、106、108、110~112、114、116~118	
37	1~10、13、15~18、20、22、25~27、30~33、38、51、53、54、56、78	
38	2~4、6、9、11、15、18、19、21~24、31、34、35、37、40、42、43、47、62、63、73	
39	7~11、17、19~23、25~27、31、33	
40	1~5、11、13、14、19、23、25~27	
41	1、3、6、9、10、13、15、16、19、21、26、29~35、37、39、40、47~50、63、65~72	
42	1~3、6~9、11、17、18、37、38、42~44、100、101	
43	1~5、11、14、16、26、28、30、32~35、39	
44	3~7、9、10、12、13、17、46、49、57、67、70、78、80、81	
45	1~3、12、18~24、26、29、31、33、40、48、49、55、60、65、68、69、71~73、75、76	
46	2~4、6、13、17、19、21、22、24、25、28~33、43、45、49~51	
47	3~5、7~9、11、17、19、20、22、36、37	
48	8、9、14、22、25、28~35、37、38、40~59、61~64、66、68、71、72	
49	9、12~17、20、22、23	
50	1、4~10、12、14~19、21、23~29	
51	1、3、5~18、20、25~27	
52	3~8、10~13、20、23~25、28、30~35、40~43、47~52	
53	2、4~11、14、41~47	
54	5~7、9~12、14、17	
55	8~11、21、25	
56	3、6、9~11、13、15~20、22~27	
57	2、4~7、10~13、17、18、20~23、34、36~40	
58	1、4~7、9、16~18、25、31、32、38、42	
59	1~5、9~14、16、17、20~35、42~45、49~52、54、56	
60	1~10、15~19、23~34	
61	4~8、10~16、18、19、22、26~28、31	
62	5、9、11、13、16、17、23~25	
63	5、6、8、9、11~17、20~23、30、34、35、38~42	
64	4~9、11	
65	4、5、8、21	
66	10、49、50	
67	28、31、32	
68	1~12、14、15、17~30、33、34、36、38~47、49、52、53、55~59、61~63、65~69、71~73、76~80、82~84、86~95、97~100	

森 林 の 区 域		備 考
林 班	小 班	
69	1~4、6、7、9、13~20、24、28、32、34~36、45、47、49、50、61~65、68~74、77~82	
70	1、3~6、8~12、14~16、18、19、21~24、26、27、29、31、33、34、39~46	
71	1~3、5~7、10~24、26、28~30、42、51~53、59、60	
72	1~8、17、30、31	
73	5、7~10、15、20、23~28、40、42、43	
74	2~6、8~13、16、17、20、22~25、33~36、44~51、53、54	
75	3、6、10	
76	2~4、13、19、22、26~28、30、35、40、42、43、45	
77	1~8、10、11、13、14、16、35、36、51~58、60	
78	4、6~8、11~13、15、18~20、23、26、27、37、44、45、60、61	
79	1~6、8~12、14、15、17、21、22、25、32、34、39、41、47~51	
80	1~6、8、9、12、16、17、23、29、30、36、41、42、54、56、57	
83	1、2、5、13	
84	14~16、18、22、23、26	
85	6~10、12、15、19~28、43、45~48	
86	4、6、9、10、13、15、23、62、74、79、81、99~105、110、111、141~144、161、163~166、168、185、194、195、206、207、209、214、215、222、224、227、231、232、235~238、240、246、247、249、250、252~257、261、262、266、267	
87	4、9、13、14、16~18、20~23、28、30、34、35、43、45~52、54、57、59、67、72~79、81、83、85、87、90~96、98~111、113~117	
88	全域	
89	全域	
90	3、20	
91	1、5、6、9、10、14~20、25~32	
92	1、2、8~10、12	
93	9、10、16~18、20、21、26~29、31、33~45、47~51	
94	2、3、15、32、34	
95	12、15、20、27、28、36	
96	1~7、9、10、12~16、19、20、24、32、36、38~40、46、53、54、56~59、74、77、78、80、84、86、87、89、90、93~95、143、144、160~163、176、177、182~184、186~190	
97	4、5、8、17、18、21~23、25~27、40、41	
98	2、7、9、13~19、21、22、24~26、31、33~35	
99	14、18、20、23、32、33、35~37、52、53、55、59~63、65	
100	23~25、29、31、34、36~39、51、52、55~58	
101	1、2、5、6、9~12、20、21、40、41	
102	2~4、6、10、12、19~24、29~35、41、45、49~53、56~65	
103	1、11~15、17、18、20、22、24~26、28、32、34~40、55、56、58~60、62、64~66、68、70~74	
104	1~3、5~7、11、22~27、33~39、42、45~50、52、60	
105	1、4、6、7、9、11~13、16、20~24、26~33、35~37、43、45、46、50、51、58、67、72、74、83、84、86~90、93~97、99~101、110、111、114、119、123~128、130、132、134、135、140	

森 林 の 区 域		備 考
林 班	小 班	
106	6、7、13~16、18、23、24、27、28、40~42、45、46、48~54	
107	5、17、28、31、34~36、38、42、43	
108	2、3、5~8、10、12~16、19、26、28、33、38、40~42、44、45、56、59、60	
109	3~5、8、9、12~15	
110	2、4、6、8、16、18	
111	1、2、6、9、10、12~14、16	
112	1、4、10~12、14~19	
113	2~5、7、10、14~17、19、20、24~28	
114	2~8、11、12	
115	2、4、7~9、11、16、25、32、37~39	
117	2、6、11~18	
119	1、3、5	
120	1~6、8、9、11~13	
121	2~5、11、13、14、18、20、32、33	
122	4、9、13、15、29、36、54、56	
123	1~4、6、7、10、15、31、33、34	
124	4、6~8、10~13、16~22、24、26、27、29、31~35、43、44、46、47	
125	3、4、7、8、22、25~30、32~35、40、42、45、46	
126	1、2、13、17、19~23、25、30~34、39、41~48、51、52、54~57、60	
127	2、10~12、16、25、31、32、34、35、37~39、80、94~96、100~103	
128	3、4、15、17~19、21、29~32、36、44、46、54、57、66、69~74、77、81~83、85、86、88、93~95、97~100、102~111、115~121、125~128、130~133、138~141、143~145、164、169、187~192、194~197	
129	1、8~10、12、21、22、25、28、29、41、47、48、50	
130	1~4、7、8、10、16、28~30、37、41、42、61、63、64、67、73、75、76、78、80、84、104~106、108、111、114、118、120	
131	4~12、15~18、20、22~26、28、40、45、47~57	
132	1~21、24~29、31~45、47~59、61、64~70、76~78、80~83、85~87、89、90、95~103、109、111~124、128~132、134~141、143~146、152~155、158~164、167~170、180、183~187、190~192、194~203、205、207~210、216、219、222、224、226~230、232、233、235、236、239、240	

【道有林】

森 林 の 区 域		備 考
林 班	小 班	
201	3~5、51~76	
202	1、2、5、7~9、41、51~68	
203	1、3、5、7、9、11、51~54、56、57	
204	2、42、52、64、65、70	
207	全域	
208	全域	
209	全域	
210	全域	
211	1、2、6、10、35、41~46、51~54、56、57、61~67	
212	1、2、6、7、9、35、41~47、51、53~60	
213	41、42、47、51~58、61、65、67、72、77、79、80	
214	8、10、11、17、22、42、43、51、52、54~56、59~62	
231	1、3、5、41、51~73、94	
232	4、6、9、16、35~37、40~45、47、51~58、60~63	
233	5~7、9、35、36、41~43、45、47、48、51、52	
234	1、2、4、35、36、41~46、51~59	
235	8、16、35、36、41~45、47、51、54、55	
236	5、7、8、10、35、41~43、51~59	
237	5、35~37、41~45、51、53~59、62	
254	1、2、4、35、36、41、42、52~60、62~65、68、69、71~74	
255	1、13、31、32、35~37、41~49、51~62	

上記の森林は、伐採後、「伐採跡地の更新すべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

別表4 鳥獣害防止森林区域

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
エゾシカ	4、5、13~16、38~68、70、86~93、95、 97~102、105、107、112~128、132	8634.94

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
エゾシカ	201~212、214~217、220~226、 232~238、242~244、249~255、 257、266、269~271、277、281~289 291~293、296~324	23,103.72